

第3期 福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）（案）の概要

○本県のツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、人身被害を防止するため、年間捕獲上限数を設定した「第3期ツキノワグマ保護計画」を作成
○近年、集落や里山等での出没数が増加しており、里山にクマが恒常に生息している可能性があり、嶺北地域では令和元年、2年の秋に大量出没により人身被害が顕著に増加したことから、嶺北地域、嶺南地域とともに、年間捕獲上限数を推定生息数の15%として、県全体で年間捕獲上限数を106頭から156頭に引き上げ、人身被害防止を図る

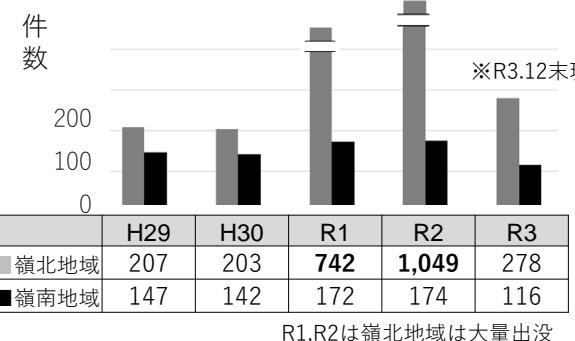
1 計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

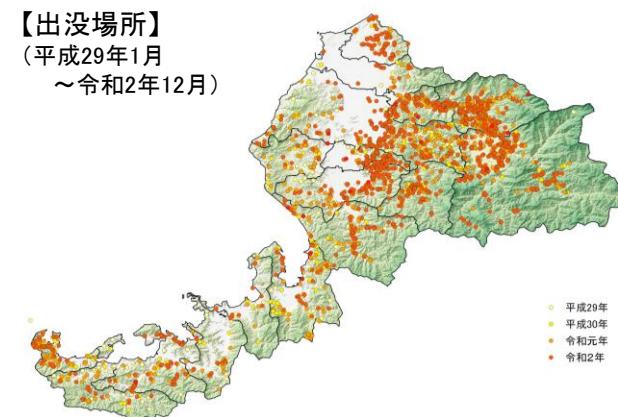
2 本県のツキノワグマを取り巻く状況

（1）出没・捕獲・被害の状況

【出没数】
(目撃・捕獲・痕跡・人身被害を含)



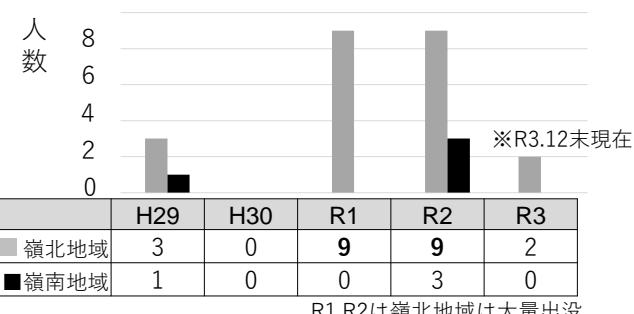
【出没場所】
(平成29年1月
～令和2年12月)



【捕殺数と誤認捕殺数】



【人身被害数】



（2）推定生息数

- ・嶺北地域、嶺南地域ともに個体数は増加傾向

地域個体群	推定生息数		増減 (H27/R1・R2)
	H27調査	R1・R2調査	
白山・奥美濃地域個体群 (嶺北地域、石川県、および富山県・岐阜県・滋賀県・滋賀県の一部) うち嶺北地域	およそ 2,400頭	およそ 2,630頭	およそ +230頭 (10%増)
北近畿東部地域個体群 (嶺南地域、京都府・滋賀県の一部) うち嶺南地域	760頭	800頭	+40頭 (5%増)
福井県合計	950頭	1,040頭	+90頭 (9%増)

3 捕獲に関する事項

（1）年間捕獲上限数

区域	年間の捕獲上限数 ※放猟数を除く	
	現状	第3期計画
嶺北地域	推定生息数の12% 91頭 (760頭×12%)	推定生息数の15% 120頭 (800頭×15%) [+29頭]
嶺南地域	推定生息数の8% 15頭 (190頭×8%)	推定生息数の15% 36頭 (240頭×15%) [+21頭]
合計	106頭	156頭 [+50頭]

（2）移動放猟と誤認捕獲の防止

- ・ツキノワグマの保護の観点から、奥山への移動放猟に努める
- ・クマの誤認捕獲防止に向けた、くくりわなの使用の普及

4 生息地の保護・整備に関する事項及び被害防除・出没抑制対策

（1）ゾーニング管理

- ・奥山、里山、集落等のゾーニングを行い、人とクマの棲み分けによる被害対策

（2）被害防除・出没抑制対策

- ・集落内へクマを誘引する放置された果樹の伐採、適切な管理等の促進
- ・山際の刈り払い、除間伐、草刈りによる、見通しの確保
- ・「ツキノワグマ人身被害防止対策アドバイザー」を派遣し、市町や地域住民を現地で支援

新 県、市町や猟友会、警察等が連携した出没の対応訓練の実施

抜 銃による捕獲の担い手の育成・確保(猟銃の取得者の促進、研修・セミナーの開催)

5 その他の必要な事項

- ・県による計画の進捗管理のもと、県、市町、猟友会、警察等の関係機関による情報共有を図り、地域住民への情報提供や、捕獲等による地域住民の安心と安全確保を進める。
- ・モニタリング調査の実施（生息数推定、秋の出没予測、出没情報収集等）
- ・捕獲上限に関わらず、人に危害が及ぶ場合は、人命を最優先とした駆除を実施